

Ⅱ 議会・選挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議会構成	12
3. 議員構成	12
4. 委員会構成	13
5. 議会活動状況	14
6. 議会傍聴者数	16
7. 政治倫理	17
8. 情報管理	17
9. 政務活動費	18
10. 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）	20
11. 行政視察来訪状況（地域別）	21
12. 議会図書室	22
13. 議会広報	22
14. 議会事務局	23
15. 議会費予算（令和6年度当初）	24
16. 選挙	25

1 歴代正副議長・現職議員名簿

(1) 歴代正・副議長

議 長		副 議 長	
氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
山本 幸廣	平成17年9月20日～平成19年9月4日	清水 弘	平成17年9月20日～平成19年9月4日
渡辺 俊雄	平成19年9月4日～平成21年9月3日	村上 光則	平成19年9月4日～平成21年9月3日
山本 幸廣	平成21年9月16日～平成23年9月21日	田中 茂	平成21年9月16日～平成23年9月21日
古嶋 津義	平成23年9月21日～平成25年9月3日	増田 一喜	平成23年9月21日～平成25年9月3日
橋本 幸一	平成25年9月20日～平成27年9月25日	田中 安	平成25年9月20日～平成26年12月17日
鈴木田幸一	平成27年9月25日～平成29年9月3日	百田 隆	平成26年12月17日～平成29年9月3日
増田 一喜	平成29年9月14日～平成30年8月27日	田方 芳信	平成29年9月14日～令和元年9月30日
福嶋 安德	平成30年8月27日～令和元年9月30日	成松由紀夫	令和元年9月30日～令和3年9月3日
上村 哲三	令和元年9月30日～令和2年9月15日	村川 清則	令和3年9月17日～令和5年10月2日
中村 和美	令和2年9月15日～令和3年9月3日	金子 昌平	令和5年10月2日～
成松由紀夫	令和3年9月17日～令和5年10月2日		
田方 芳信	令和5年10月2日～		

(令和6年4月1日現在)

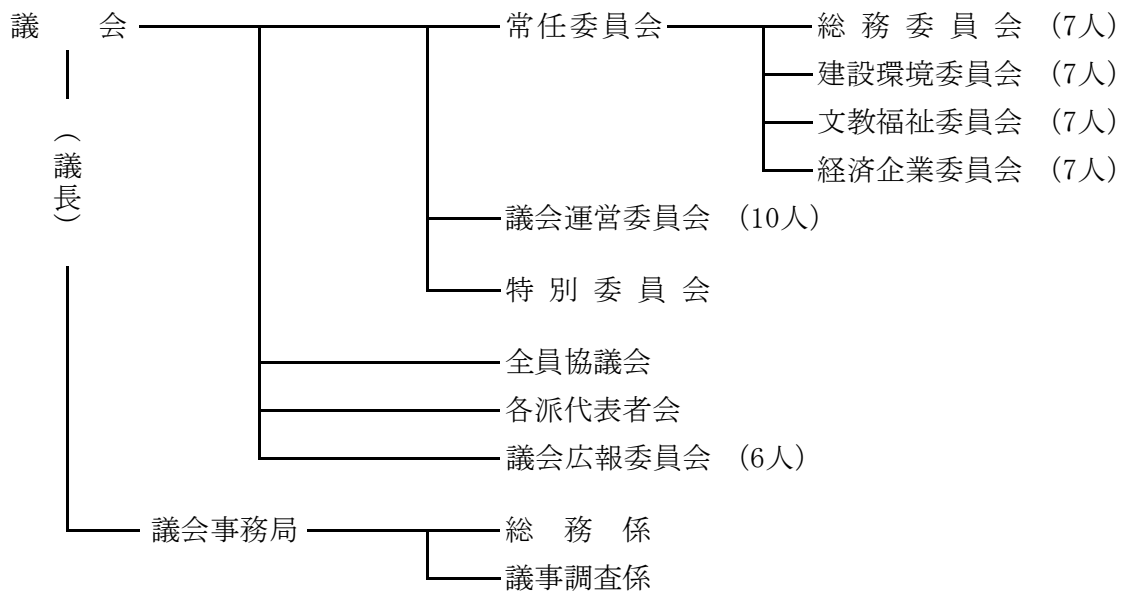
(2) 市議会議員

第5期(任期:令和3年9月4日～令和7年9月3日)

氏 名	住 所	氏 名	住 所
上村 哲三	八代市坂本町葉木 4352 番地	野崎 伸也	八代市日置町 186 番地 2
大倉 裕一	〃 毘舎丸町 7 番 53 号	橋本 幸一	〃 東陽町北 471 番地
太田 広則	〃 古城町 3009 番地 5	橋本 貴喜	〃 鏡町両出 1251 番地
金子 昌平	〃 松江町 64 番地 5	橋本徳一郎	〃 東片町 464 番地 1
北園 武広	〃 日奈久新田町 2081 番地	橋本 隆一	〃 鏡町塩浜 143 番地
木村 博幸	〃 千丁町古閑出 25 番地 1	古嶋 津義	〃 鏡町内田 855 番地
田方 芳信	〃 高島町 4137 番地 3	堀 徹男	〃 古城町 1694 番地 1
高山 正夫	〃 西宮町 1490 番地 2	堀口 晃	〃 出町 2 番地 9 号
谷川 登	〃 泉町柿迫 2055 番地	増田 一喜	〃 豊原下町 3426 番地
谷口 徹	〃 豊原下町 3661 番地	村川 清則	〃 郡築五番町 51 番地 2
友枝 和也	〃 千丁町新牟田 150 番地 2	百田 隆	〃 平山新町 5515 番地 3
中村 和美	〃 二見洲口町 1867 番地	山本 敬晃	〃 長田町 3341 番地 1
中山諭扶哉	〃 日奈久新開町 187 番地 6	山本 幸廣	〃 葭牟田町 34 番地
成松由紀夫	〃 上野町 1948 番地 1		

(令和6年4月1日現在、五十音順による)

2 議 会 構 成



3 議 員 構 成 (令和6年4月1日現在)

任期	令和3年9月4日～令和7年9月3日					
議員数	条例定数	28人	現員数	27人		
会派別議員数	自由民主党 礎	6人	自由民主党 和	6人	自由民主党 絆	3人
	改革市民の会	3人	保守系無所属	3人	公明党	2人
	日本共産党	1人	誠実	1人	無所属 自由	1人
	有志の会	1人				

年齢別議員数

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	平均
1人	4人	5人	10人	6人	1人	61.51歳

当選回数別議員数 (旧市町村での当選回数含む)

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	計
5人	6人	3人	1人	3人	4人	5人	27人

新旧別議員数

前議員	元議員	新議員	計
20人	2人	5人	27人

4 委員会構成

(1) 常任委員会

委員会名		定数	所管事項
常任委員会 (任期2年)	総務	7人	(1)市長公室の所管に属する事項 (2)総務企画部の所管に属する事項 (3)財務部の所管に属する事項 (4)市民環境部のうち市民活動政策課、市民課及び人権政策課の所管に属する事項 (5)会計課の所管に属する事項 (6)選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 (7)他の委員会の所管に属しない事項
	建設環境	7人	(1)市民環境部のうち環境課、循環社会推進課及び環境施設課の所管に属する事項 (2)建設部の所管に属する事項
	文教福祉	7人	(1)健康福祉部の所管に属する事項 (2)教育委員会の所管に属する事項
	経済企業	7人	(1)経済文化交流部の所管に属する事項 (2)農林水産部の所管に属する事項 (3)農業委員会の所管に属する事項 (4)水道局の所管に属する事項

(2) 特別委員会

委員会名	定数	所管事項
令和2年7月豪雨に関する特別委員会	11人	(1)令和2年7月豪雨に関する事項
企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会	11人	(1)企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する事項

(3) 議会運営委員会

委員会名	定数	所管事項
議会運営委員会	10人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

(4) 会派別委員構成

(令和6年4月1日現在)

会派名 委員会名		自由民主党 礎	自由民主党 和	自由民主党 絆	改革市民の会	保守系無所属	公明党	日本共産党	誠実	無所属自由	有志の会
常任委員会	総務	1	2		1		1			1	1
	建設環境	2	1	1		1			1		
	文教福祉	1	1	1	1	1	1	1			
	経済企業	2	2	1	1	1					
議会運営委員会		3	3	2	1	1					

5 議会活動状況

(1) 定例会・臨時会推移

(上段：定例会、下段：臨時会)

年 別	定 例 会 ・ 臨 時 会					合 計				
	回 数	会 期	本会議	会議時間	実時間	回数	会期	本会議	会議時間	実時間
年	回	日間	日間	時 分	時 分	回	日間	日間	時 分	時 分
R1	4	89	23	89:16	54:56	5	90	24	93:00	55:26
	1	1	1	3:44	0:30					
R2	4	75	15	43:10	30:32	5	76	16	45:41	31:02
	1	1	1	2:31	0:30					
R3	4	74	17	49:44	36:50	5	75	18	55:28	37:58
	1	1	1	5:44	1:08					
R4	4	87	22	87:20	48:27	4	87	22	87:20	48:27
	0	0	0	0:00	0:00					
R5	4	91	22	77:45	51:14	4	91	22	77:45	51:14
	0	0	0	0:00	0:00					

(2) 議会開会及び議案審議等状況（令和5年）

区 分	会 期 (日)	本 会 議			付 議 案 件										議 決 結 果		質 疑 質問者数
		日数	会議 時間	会 議 実時間	提出者	条例 規則	予算	決算	人事	専決 処分	契約 財産	意見書 決 議	その他	計			
3月定例会	22	5	16:36	11:42	市長	16	21				2		3	42	可 決	42	12
					議員	2								2	可 決	2	
6月定例会	23	6	20:40	13:41	市長	5	3		10	4	1	1	1	25	可 決	25	13
					議員									0	可 決	0	
9月定例会	22	5	22:27	12:59	市長	4	4	3	3	1	4	1	3	23	可 決	23	12
					議員									0	可 決	0	
12月定例会	24	6	18:02	12:52	市長	11	12	10	3		1		5	42	可 決	42	14
					議員									0	可 決	0	
計	91	22	77:45	51:14	市長	36	40	13	16	5	8	2	12	132	可 決	132	51
					議員	2	0	0	0	0	0	0	0	2	可 決	11	

(3) 委員会及び諸会議（令和5年1月～令和5年12月）

委 員 会 名 等			定数	開催日数	会議時間	摘 要
委 員 会	常 任	総 務	7	8 (7)	12:52 (9:06)	管内調査 0回
		建 設 環 境	7	8 (6)	11:37 (8:24)	管内調査 1回
		文 教 福 祉	7	9 (7)	18:34 (13:49)	管内調査 1回
		経 済 企 業	7	7 (6)	12:41 (9:43)	管内調査 0回
		小 計		32 (26)	55:44 (41:02)	
	特 別	令和2年7月豪雨に関する	11	6 (5)	6:47 (4:55)	管内調査 0回
		企業誘致用地及び新八代 駅周辺整備に関する調査	11	2 (2)	1:15 (1:15)	管内調査 0回
		小 計		8 (7)	8:02 (6:10)	
		計		40 (33)	63:46 (47:12)	
	議 会 運 営 委 員 会		10	21 (17)	4:50 (2:36)	
諸 会 議	全 員 協 議 会	28	8 (8)	2:07 (2:07)		
	各 派 代 表 者 会	—	16 (10)	3:24 (1:25)		
	議 会 広 報 委 員 会	—	12 (8)	10:36 (6:46)		
	計		57 (43)	20:57 (12:54)		
合 計			97 (76)	84:43 (60:06)		

※表中（ ）内数字は会期内の開会を示し、上段の内数

(4) 請願・陳情処理状況（令和5年）

【請 願】

(単位：件)

	前定例会 までの 継続審査	新 規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採 択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤 回	備 考
3月定例会	0	1					1		
6月定例会	0	0							
9月定例会	0	0							
12月定例会	0	0							
計	—	1							

【陳 情】

(単位：件)

	前定例会 までの 継続審査	新 規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採 択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤 回	備 考
3月定例会	0	0					0		
6月定例会	0	2				1	1		
9月定例会	0	1				1	1		
12月定例会	1	2				2	1		
計	1	5				4	3		

※上記、請願・陳情の件名については、394ページ参照

採択した請願・陳情の処理状況

(単位：件)

区 分	種 別	新規	議 会 に お いて 処 理	執 行 機 関 送 付			意見書送付
		前定例会までの 継続審査		市長	教育委員長	その他	(地方自治法第99条)
3 月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	0					
		0					
6 月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	0					
		0					
9 月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	0					
		0					
1 2 月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	0					
		0					
計	請 願	0					
	陳 情	0					
	合 計	0					

6 議会傍聴者数

(1) 本会議（令和5年※臨時会は除く）

(単位：人)

区分	人数
3 月定例会	94
6 月定例会	117
9 月定例会	157
12月定例会	88
計	456

(2) 委員会（令和5年）

(単位：人)

委員会名	人数
総 務 委 員 会	0
建 設 環 境 委 員 会	0
文 教 福 祉 委 員 会	0
経 済 企 業 委 員 会	6
議 会 運 営 委 員 会	1
令和2年7月豪雨に関する 特 別 委 員 会	0
企業誘致用地及び新八代駅 周辺整備に関する調査特別 委 員 会	1
計	8

7 政治倫理

(1) 八代市政治倫理条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日 (旧八代市：平成 10 年 12 月 1 日)
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (旧八代市：平成 11 年 4 月 1 日)
目 的	市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する。
対 象 者	市議会議員、市長、副市長、教育長
遵 守 基 準	①市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。 ②政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。 ③その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。 ④職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取計らいをしないこと。 ⑤職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
遵守事項等	①議員及び市長等の配偶者、2 親等以内の親族又は同居の親族、議員及び市長等が実質的に経営に関与する企業は、市民に疑惑の念を生じさせないように、市工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならない。なお、辞退届が提出されたときは、これを公表することができる。 ②議員及び市長等は、誓約書を提出する。
実 績	①平成 25 年度改選時：誓約書提出件数 32 件 ②平成 28 年度：辞退届 0 件 ③平成 29 年度改選時：誓約書提出件数 28 件 ④令和 2 年度：関係企業等届出書 28 件 ⑤令和 3 年度改選時：誓約書・関係企業等届出書 28 件

8 情報管理

(1) 八代市議会の個人情報の保護に関する条例

議決年月日	令和 4 年 12 月 19 日
施行年月日	令和 5 年 4 月 1 日
目 的	八代市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【個人情報を取り扱うときのルール】

- ① 保有の制限等 議会が個人情報を保有するに当たっては、法令の規定によりその権限に属する事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- ② 利用及び提供の制限 議会は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- ③ 安全管理措置 議長は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- ④ 事務の登録 議長は、議会において個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

【開示、訂正及び利用停止】

- ① 開 示 請 求 議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
議長は、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。
- ② 訂 正 請 求 開示を受けた保有個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。
- ③ 利用停止請求 個人情報「保有の制限等」や「利用及び提供の制限」に反して取り扱われているときは、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

これらの請求
の できる 者
費 用 負 担

議会に自己に関する個人情報が保有されている者

①閲覧手数料は無料
②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1 枚 10 円）

開 示 実 績（令和5年度）

請 求 内 容	処 理 状 況	件 数
開示請求	全部開示	0
	部分開示	0
	不開示	0

9 政 務 活 動 費

（１）八代市議会政務活動費の交付に関する条例

議決年月日 平成 17 年 9 月 21 日（旧八代市：平成 13 年 3 月 6 日）

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（旧八代市：平成 13 年 4 月 1 日）

趣 旨 地方自治法第 100 条第 14 項及び第 16 項までの規定に基づき、八代市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に交付する。

交 付 対 象 八代市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む）に対して交付する。

交 付 額 会派の所属議員 1 人当たり月額 3 万円

交 付 方 法 4 月と 10 月の各月 1 日に在籍する議員数に応じて会派へ年 2 回、交付月の 25 日（休日の場合はその翌日）までに交付する。

使 途 基 準 政務活動費使途基準（次ページ参照）

収 支 報 告 の 保 存 及 び 閲 覧 ①議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。
②議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる者：市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(2) 政務活動費使途基準

項 目	内 容	支 出 項 目
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入費、リース代等

(3) 八代市議会政務活動費使途基準に係る申し合わせ

- ①規則第2条に規定する交付申請書は、4月5日まで提出されたものについて4月25日までに交付するものとする。なお、提出に当たっては、交付申請書及び交付請求書を同時に提出するものとする。
- ②改選時における交付申請は、八代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第11号）のとおりとする。
- ③証ひょう書類の提出に当たっては、収支報告書提出時に領収書を添付して議長に提出することとする。なお、この審査は毎年5月に実施するものとする。
- ④政務活動費の使途は積極的に公開することとし、収支報告書等の関係書類は、情報公開条例に基づく公開請求によらず、積極的な情報提供により公開することとする。
- ⑤調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費における交通費等の扱いは次のとおりとする。

- ア 海外行政調査は、現況の時代背景のもとで認めることは適当でなく、今期は認めないこととする。
- イ 国内行政調査の扱いは次のとおりとする。
 - a 相手先へ公文書で依頼した都市又は民間企業等を調査できることとし、会派において調査内容及び調査都市を特定した上で調査の2週間前まで事務局へ申し出るものとする。
 - b 先進都市の調査に当たっては、市職員を含めて民間人は同行しないこととする。
 - c 常任委員会もしくは会派による先進都市の調査は、1年以上経過しなければ調査できないこととする。ただし、緊急かつ特定の案件について調査の必要が生じた場合、議長が認めたものに限り行うことができるものとする。
 - d 日当の中に昼食代が含まれていることに鑑み、昼食を伴う調査日程は極力作成しないものとし、調査市からの昼食は辞退するものとする。
- ウ 旅費等の算出に当たっては、八代市議会議員の報酬等に関する条例、及び八代市職員等の旅費に関する条例により算出するものとする。
- ⑥資料作成費、資料購入費及び会派事務所費における事務機器購入、図書、資料の購入及び備品の保管、整理に当たっては、それぞれ図書台帳、備品台帳を備え付けるものとする。ただし、任期満了及び会派が解散した場合、その所有権は喪失するものとする。
- ⑦会派事務所費は、使途基準において定めた支出項目のほかは、具体的事例が発生した時点で協議するものとする。なお、政党事務所は、会派事務所とは別物と考えるものとする。
- ⑧会派控室にインターネットの回線を引き込むことができることとし、その回線の設備料及びプロバイダーの使用料、並びに通信料については広報費から支出することができる。なお、会派控室の使用に当たっては、庁舎管理規則に従って使用するものとする。
- ⑨支出できないものは、次のとおりとする。なお、このほかについては具体的事例が発生した時点で協議するものとする。
 - ア 交際費的な経費（慶弔、餞別、寸志、病氣見舞、慶弔電報、新聞広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺印刷など）
 - イ 政党本来の活動に属する経費（党費、党大会賛助金、党大会参加費及び旅費、所属政党発行の機関紙購読料など）
 - ウ 会議等に伴う食事の経費（懇親会費、昼食費など）
 - エ 選挙活動に要する経費
- ⑩通帳及び印鑑の保管については、各派の経理責任者において保管することとする。

10 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）

（平成17年9月9日 事務打ち合わせ会決定）

（1）会派に関すること

- ①議会内交渉団体としての会派の設立に要する構成議員数は、3人以上とする。
- ②会派控室は、
 - ア 交渉団体と認められた会派
 - イ 「政党」と認められた団体の構成員で、その政党名を名乗る複数もしくは個人の会派については、個別に供与される。
 - ウ アもしくはイの要件を満たさない会派もしくは個人については、共用のものを供与される。なお、各会派の協議により、原則として所属議員の多い会派から順次広い部屋を割り当てる。

(2) 発議に関すること

- ①発議案は、原則として委員会最終日まで提出する。
- ②会派提出の発議案は、各派代表者会及び議会運営委員会で当該会派代表者から説明する。

(3) 発言に関すること

- ①発言通告要旨には、原則として「その他」という項目は記載せず、やむを得ない事情により記載する場合は、他議員の具体的発言通告内容を先取りした発言はしない。
- ②一般質問の発言順位については、受付締め切り後、直ちに受付順により抽選で決定するが、抽選に欠席した議員の順位は、出席者が優先して交代できるものとする。(H19. 11. 19 議運決定)
- ③質問の時間は、答弁を含めて1人当たり60分以内とする。
- ④質問回数については、登壇して質問をした後、発言席からの再質問は1項目につき3回以内とする。小項目が複数になる際にも大項目ごとに3回以内とする。
- ⑤議員の質疑、質問に対する最初の総括的な答弁は、登壇して行わせる。
- ⑥前列中央席は登壇後の自席発言席と指定する。
- ⑦一般質問の形式については、総括質問を原則とし、一問一答も認めるが、一問一答の場合は、質問通告時に申請するものとする。(H23. 4. 19 議運決定)

(4) 請願・陳情に関すること

- ①定例会開会日の翌日まで受理した請願・陳情は、その会期中に当該委員会に付託する。その後受理したものは、議会運営委員会に諮って、その処理を決める。
- ②市外から郵送された陳情は、参考資料として、所管の委員会へコピーを配付する扱いとする。
- ③採択または不採択となった請願・陳情は、その旨提出者（代表者）あてに通知する。(R1. 5. 30 議運決定)

(5) 委員会における資料の配付に関すること

- ①マスコミ関係者への資料配付については、委員会終了後、委員長の許可があった場合、配付する。
- ②一般傍聴については、資料を配付しない。

11 行政視察来訪状況（地域別）

年度	地 域 人数等	北海道	東北	北信越	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	計
H31	団体数	0	3	4	5	2	5	2	1	3	25
R1	人 数	0	25	26	39	11	44	11	7	23	186
R2	団体数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	団体数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	人 数	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14
R4	団体数	0	1	0	5	0	4	2	1	2	15
	人 数	0	7	0	48	0	34	24	1	10	124
R5	団体数	1	4	0	3	4	4	1	3	5	25
	人 数	8	24	0	17	27	28	3	21	40	168

12 議会図書室

(1) 蔵書数(分類別)

(単位:冊)

分類別	専 門 図 書						一般 図書	行政 資料	計
	法 規	国 政	地方自治	議会運営	政治一般	小 計			
冊数	125	9	128	71	9	342	190	0	532

(2) 官 公 報

- ・官報

(3) 購読新聞・雑誌

- ・日刊紙 …… 朝日、熊本日日、西日本、毎日、読売
- ・雑 誌 …… ガバナンス

13 議会広報

(1) やつしろ市議会だより

「やつしろ市議会だより」は委員長(副議長)及び各会派(交渉要件を持つ3人以上の会派)1人ずつで構成する議会広報委員会の編集により、年4回16ページで発行している。

編集方法 一般質問の項は、質問内容を議員が、答弁内容を執行部がそれぞれ原稿を作成し、他は委員と事務局で作成した原稿を議会広報委員会で検討、協議して作成している。

配布部数 全世帯(4万9,650部)、年4回

配布方法 市報「広報やつしろ」と一緒に市政協力員を通じて各世帯に配布。

経 費 令和6年度:5,364千円

(2) 議会中継システム

本市では、平成12年8月臨時会から本会議と各委員会を本庁舎内にてテレビ放送を始めたが、平成28年4月の熊本地震以降、議会本会議場等を鏡支所に移したため、これまで本庁舎内で行っていたテレビ放送は行っていなかった。また、平成16年6月定例会からインターネットでの生中継を開始、さらには平成24年3月定例会から本会議、平成28年9月定例会から各委員会の過去の映像が議会ホームページ中継ライブラリから視聴可能となった。

また、機器の老朽化により配信時の画像や音声に不具合が生じていたため、議会中継システムを更新し、平成26年6月定例会から供用を開始している。

令和4年2月の新庁舎完成に伴い、令和4年3月定例会より新議場において新システムの供用を開始した。また、1階ロビー、6階展望スペースの傍聴モニターで放送を行っている。

(3) ホームページ

- | | | | |
|------|----------------------------------|------------|---------|
| 概 要 | 市議会の仕組みや活動状況を広報するため、議会ホームページを開設。 | | |
| 開始年度 | 平成14年度(旧八代市:平成15年4月1日から運用開始) | | |
| 掲載内容 | ①正副議長の部屋 | ②市議会の概要 | ③市会議の日程 |
| | ④市議会の構成 | ⑤傍聴・議場見学 | ⑥請願・陳情 |
| | ⑦会議録 | ⑧中継ライブラリ | ⑨政務活動費 |
| | ⑩行政視察の報告 | ⑪行政視察の受け入れ | ⑫市議会だより |
| | ⑬議会コラム | | |

(4) フェイスブック

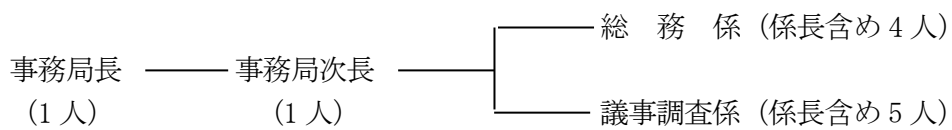
概 要	市議会の開催日程や活動状況を広報するため、議会フェイスブックページを開設。		
開始年度	令和4年8月運用開始		
掲載内容	①市会議の日程	②行政視察の報告	③行政視察の受け入れ
	④市議会だより	⑤正副議長活動報告	⑥議会コラム

14 議 会 事 務 局

(1) 職 員 数

定数 11 人 現員数 11 人（ほか会計年度任用職員 2 人）

(2) 組 織



15 議会費予算（令和6年度当初）

目	本年度	節		メ モ
		区 分	金 額	
1 議 会 費	千円 367,855	1 報 酬	千円 142,366	【議員共済給付費負担金】 $430,000円 \times 27人 \times 12ヶ月 \times 29.3/100$ $= 40,820,760円$ 【議員共済事務負担金】 $13,000円 \times 28人 = 364,000円$ ※平成23年6月1日の地方議会年金 制度廃止に伴う経過措置として の給付に要する負担 【会議出席費用弁償】 ※延べ1,320人分 （他に広報委員会出席分延べ72人分） 10km未満 3,300円／1日 10km以上20km未満 4,100円／1日 20km以上30km未満 4,800円／1日 30km以上 5,500円／1日 【議員期末手当】 6月 1.70ヵ月 × 加算率1.15 12月 1.70ヵ月 × 加算率1.15
		2 給 料	46,701	
		3 職員手当等	74,835	
		4 共 済 費	57,369	
		8 旅 費	17,897	
		9 交 際 費	547	
		10 需 用 費	6,954	
		11 役 務 費	27	
		12 委 託 料	7,573	
		13 使用料及び 賃 借 料	2,410	
		17 備品購入費	80	
		18 負担金補助 及び交付金	11,096	
計	367,855		367,855	

16 選挙

(1) 選挙人名簿登録者数(9月定時登録日現在)

年	登録者数
R1年	105,837人
R2年	104,730人
R3年	103,916人
R4年	102,634人
R5年	101,346人

(2) 選挙結果

①市長

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者得票
H17. 9. 4	112,144人	89,587人	79.89%	4人	39,021票
21. 8. 23	110,139	85,109	77.27	2	44,633
25. 9. 1	107,955	72,318	66.99	2	39,926
29. 8. 27	107,240	67,847	63.27	2	43,501
R 3. 8. 29	103,235	58,695	56.86	2	32,993

②市議会議員

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当選者	
						最高得票	最低得票
H17. 9. 4	112,144人	89,587人	79.89%	34人	45人	3,596票	1,672票
21. 8. 23	110,139	85,099	77.27	34	40	4,280	1,623
25. 9. 1	107,955	72,354	67.02	32	35	4,161	1,498
29. 8. 27	107,240	67,878	63.30	28	38	2,946	1,432.723
R 3. 8. 29	103,235	58,714	56.87	28	32	3,111.229	1,339.856

③県知事

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者の 八代市得票分
H20. 3. 23	110,727人	50,242人	45.37%	5人	21,706票
24. 3. 25	108,796	37,783	34.73	2	33,917
28. 3. 27	105,865	50,740	47.93	3	35,137
R 2. 3. 22	104,515	46,075	44.08	2	30,193
R 6. 3. 24	99,921	46,663	46.70	4	25,932

④県議会議員

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当選者	
						最高得票	最低得票
H19. 4. 8	110,903人	70,220人	63.32%	4人	7人	15,629票	11,540票
23. 4. 10	108,788	54,026	49.66	4	5	16,552	10,715
27. 4. 12	106,212	52,133	49.08	4	6	15,949	7,965
31. 4. 7	106,497	-	-	4	4	-	-
R 5. 4. 9	100,543	43,299	43.07	4	5	11,495	6,604

※H31. 4. 7執行の県議会議員一般選挙は定数を超える立候補者がいなかったため、無投票